

### 第3節 財政・金融政策の動向

アベノミクスの取組の下、経済再生・デフレ脱却と財政健全化が一体として進められ、我が国経済はデフレ状況ではなくなり、経済の好循環が回り始めている。本節では、我が国財政の現状について概観した上で、国・地方の基礎的財政収支の改善に大きく貢献している歳入の動向に焦点を当てて分析し、財政健全化の観点からも経済再生・デフレ脱却が重要な役割を果たすことを示す。その上で、早期のデフレ脱却に向けた日本銀行の取組の効果について確認する。

#### 1 我が国の財政状況

我が国の現下の財政状況をみると、長年にわたって財政赤字が継続したことから、国・地方の債務残高対GDP比は2倍を超える水準に上昇している。こうした中、政府は「経済・財政再生計画」に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済再生・デフレ脱却と財政健全化に向けた取組を進めている。

##### ●デフレ状況ではなくなる中、債務残高対GDP比上昇に歯止め

我が国財政の現状について、国・地方の債務残高対GDP比の変動要因を確認する。まず、債務残高対GDP比全体の動きをみると、1990年代半ば以降、一貫して上昇を続けている（第1-3-1図）。2000年代半ばには、その上昇幅に一時的な縮小がみられたものの、世界金融危機が発生した2008年度以降、再びその上昇幅は拡大した。ただし、最近の動きをみると、2012年度以降は上昇幅が縮小しており、2016年度にかけて低下に転じる見込みである。

このような債務残高対GDP比の動向の要因を確認すると、1990年代末以降、基礎的財政収支要因、利払費要因、及びGDPデフレーター要因が一貫して債務残高対GDP比を押し上げてきた。一方で、2012年度以降の上昇幅の縮小については、基礎的財政収支の赤字幅が縮小していることと、GDPデフレーターのマイナス幅が縮小し2014年度にはプラスに転じたことが寄与していることが分かる。GDPデフレーターを含めた物価の動向については、第1節で確認した。そこで本項では、基礎的財政収支の改善の要因について検証する。

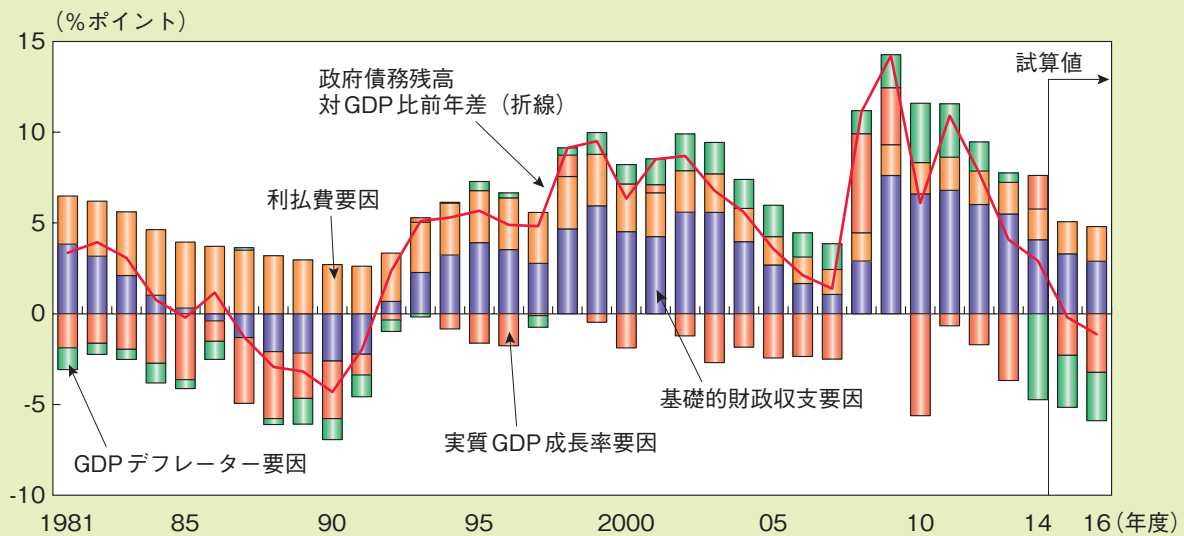
##### ●基礎的財政収支の改善には税収の増加が寄与

基礎的財政収支対GDP比の変動要因を歳出と歳入に分けてみると、歳出面については、高齢化が進展する中で社会保障関係費の増加がマイナス方向に寄与している<sup>64</sup>。歳入面については、税収が世界金融危機により大きく落ちこんだ後、着実に回復し、改善に寄与していることが分かる（第1-3-2図（1））。特に2013年度以降は、対前年度比の増加幅も拡大しており、

注 (64) ただし、歳出面では、現役世代の生活保護世帯数や失業給付の支出額の減少、被用者保険の被保険者数の増加、歳出改革の取組等により成果が生まれてきている。

## 第1-3-1図 我が国の政府債務残高対GDP比の動向

デフレ状況ではなくなる中、債務残高対GDP比上昇に歯止め



(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月公表)、により作成。なお、「国民経済計算」は1994年度からは93SNA・平成17年基準、それ以前は93SNA・平成12年基準を使用。

2. 債務残高(GDP比)の変動については以下の式により要因分解した。

$$\frac{B_t}{Y_t} - \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} = i_t \times \frac{B_{t-1}}{Y_t} - g_t \times \frac{B_{t-1}}{Y_t} + \frac{PB_t}{Y_t}$$

さらに名目GDPを実質GDPとGDPデフレーターに分解した。

$$\frac{B_t}{Y_t} - \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} = i_t \times \frac{B_{t-1}}{Y_t} - (rg_t + d_t) \times \frac{B_{t-1}}{Y_t} + \frac{PB_t}{Y_t}$$

B: 債務残高、Y: 名目GDP、PB: 基礎的財政収支、i: 名目利子率(当期利払費/前期債務残高)

g: 名目GDP成長率、rg: 実質GDP成長率、d: GDPデフレーター伸び率、

利払費要因: 金利変動と債務残高変動の両方に起因する要因、

基礎的財政収支要因: 国と地方の基礎的財政収支に起因する要因、

実質GDP要因: 実質GDPの増減に起因する要因、

GDPデフレーター要因: GDPデフレーターの増減に起因する要因。

3. 上記のような要因分解式を用いるため、債務残高系列は、以下のものを用いた。

1980年度: 「国民経済計算」による国と地方の負債残高。

1981年度以降: 1980年度の値に、それ以降の「純貸出(+)/純借入(-)」の累積を加算した値。

なお、1981年度から1993年度までの「純貸出(+)/純借入(-)」は「貯蓄投資差額」を用いた。

2014年度については、水準でも世界金融危機前の2007年度を上回るなど、税収増加が基礎的財政収支対GDP比の改善をけん引している。

最近の国・地方の税収の内訳をみると、2014年4月の消費税率の引上げによって間接税が大きく増収となったほか<sup>65</sup>、アベノミクスの取組の下、経済の好循環が進展する中で、法人税、所得税についても増加している(第1-3-2図(2))<sup>66</sup>。以下では、こうした税収増加の背景について分析を行うが、その際、間接税については消費税率引上げの寄与が大きいことは既に述べたとおりであるため、法人税と所得税に焦点を当てて検証する。

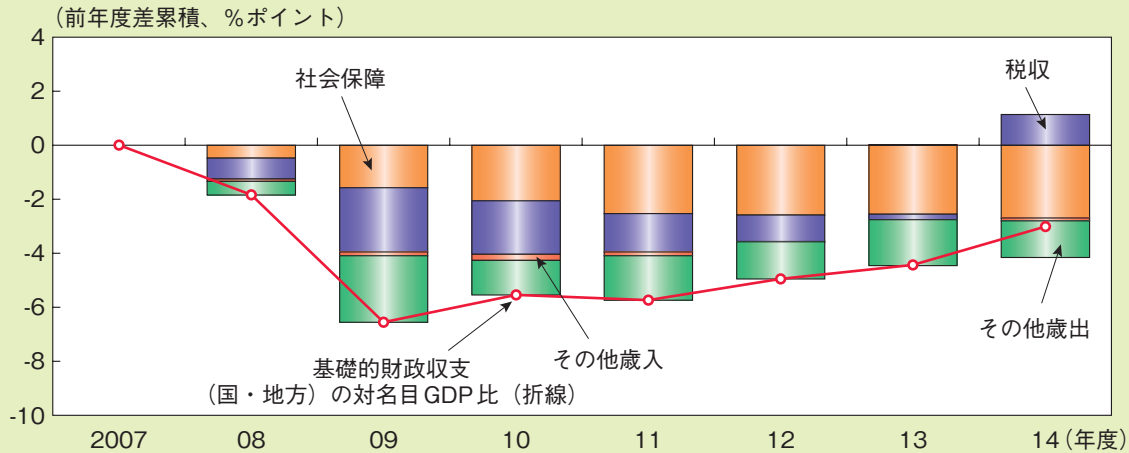
注 (65) 平成28年1月21日の経済財政諮問会議麻生議員提出資料によると、2014年度の国税・地方税のうち、消費税率引上げ分は5兆円台後半とされている。

(66) 財務省「租税及び印紙収入、収入額調」では、2015年度の決算額(概数)と2014年度の決算額を比較した場合、税収の一般会計分は2.3兆円増加、所得税は1.0兆円増加、法人税は0.2兆円減少、消費税は1.4兆円増加している。

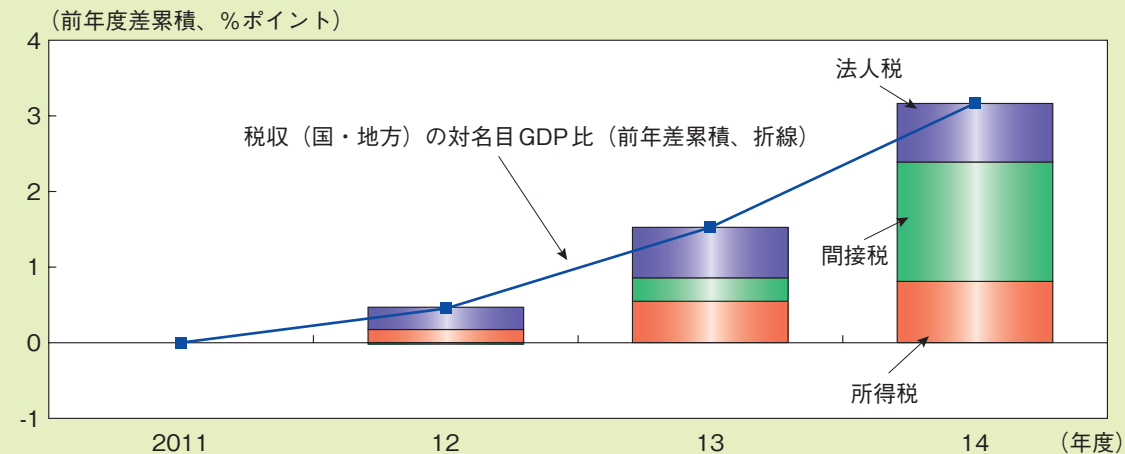
第1-3-2図 基礎的財政収支対GDP比の要因分解

基礎的財政収支の改善には税収の増加が寄与

(1) 基礎的財政収支対GDP比の要因分解



(2) 国・地方の税収の動向



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「中期の経済財政に関する試算」(平成28年1月公表)により作成。  
 2. (1)の「その他歳出」には最終消費支出、公共投資等が含まれる。「その他歳入」には、財産所得(受取)、社会負担(受取)等が含まれる。  
 3. (1)の基礎的財政収支は「純貸出(+)/純借入(-)」+「支払利子」-「受取利子」  
 4. (1)の社会保障関係歳出は、「現物社会移転以外の社会給付」と「国・地方から社会保障基金に対する経常移転」の合計から「無基金雇用者社会給付」及び「社会保障基金から国・地方に対する経常移転」を除いたものを計上している。  
 5. (1)の2008年度~11年度は、財政投融资特別会計財政投融资資金勘定から国債整理基金特別会計又は一般会計への繰入れなど(約11.3兆円、約7.3兆円、約4.8兆円、約1.1兆円)を除く。  
 6. 2008年度は、一般会計(一般政府)による日本高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)からの継承債務分(約2.9兆円)を除く。  
 7. 2011年度については、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(公的非金融企業)から一般会計への国庫納付(約1.2兆円)及び日本高速道路保有・債務返済機構(公的金融機関)から一般会計への国庫納付(約0.3兆円)を除く。  
 8. (1)の2011年度の値は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース。  
 9. (2)の「所得税」「法人税」は、所得に課される税、その他の経常税が含まれる。「間接税」は、生産物に課される税(付加価値型税、輸入関税、その他)、生産に課されるその他の税が含まれる。  
 10. (2)について、所得税及び法人税は、復興特別税の影響がある旨、留意が必要。財務省「租税及び印紙収入決算額調」によると、復興特別所得税、復興特別法人税は次のとおり。  
 復興特別所得税: 2012年度約0.1兆円、2013年度約0.3兆円、2014年度約0.3兆円。  
 復興特別法人税: 2012年度約0.6兆円、2013年度約1.2兆円、2014年度約0.4兆円。

### ●法人税収は、デフレ状況ではなくなる中、増加

法人税収の動向は、名目及び実質の経済成長率、法人実効税率、制度変更や繰越欠損金などによる課税ベースの動向など様々な要因で決定される。そこで、法人税収の変動要因についてみるため、実効税率、課税ベース、GDPに占める法人所得の割合（法人分配比率）、GDPデフレーター、実質GDP成長率の各要因に分けて、その動向を確認する<sup>67</sup>（第1-3-3図）。まず、中長期的な動きをみると、物価下落によって、デフレーター要因は1990年代後半以降、一貫して押下げ要因となっており、また、実質GDPの動向を表す成長要因もプラスの寄与は維持しているものの小幅な寄与にとどまった。言い換えれば、実質成長率の伸びが低く、GDPデフレーターが低下したことにより、名目成長率の伸びによる法人税収の伸びへの寄与は小さかったといえよう。ただし、2014年度にはGDPデフレーターはプラスに転じ、増収に寄与するようになっている<sup>68</sup>。実効税率要因については、累次の引下げが行われる中で税収への寄与はほぼマイナスで推移した。法人分配比率要因については、2000年代前半まではプラスに寄与していたが、以降はほぼ横ばいとなっている<sup>69</sup>。こうした中で、最近の法人税収の回復に大きく寄与したのが課税ベースの拡大である。課税ベース要因<sup>70</sup>については、ここでは単純に法人所得に対する課税所得の割合でみているが、世界金融危機を含む2000年代後半に大きく落ち込んだ後、2010年代にはその落ち込みを上回る増加となるなど税収増に大きく寄与しており、2014年度には世界金融危機前の水準を回復している（第1-3-3図（2））。法人税の課税ベース要因については、赤字法人の所得が繰越欠損金控除として税収を侵食してきたとの指摘がされてきた<sup>71</sup>。そこで、次に繰越欠損金控除の動向を確認しよう。

### ●法人税の課税ベースは繰越欠損金の減少などにより拡大傾向

繰越欠損金控除額の動向（対GDP比）について利益計上法人の控除前所得とあわせてみよう（第1-3-4図（1））。まず、赤字法人の所得については、90年代半ば以降悪化している。こうした状況が続いた背景には、バブル経済の崩壊とそれに続くバランスシート調整やアジア金融危機、世界金融危機を始めとする内外の経済ショックの影響があったことなどが挙げられる<sup>72</sup>。ただし、最近の動向をみると2009年度以降、赤字法人の所得のマイナス幅の対GDP比は縮小傾向で推移している。また、2010年度以降は、利益計上法人の数は増加、赤字法人

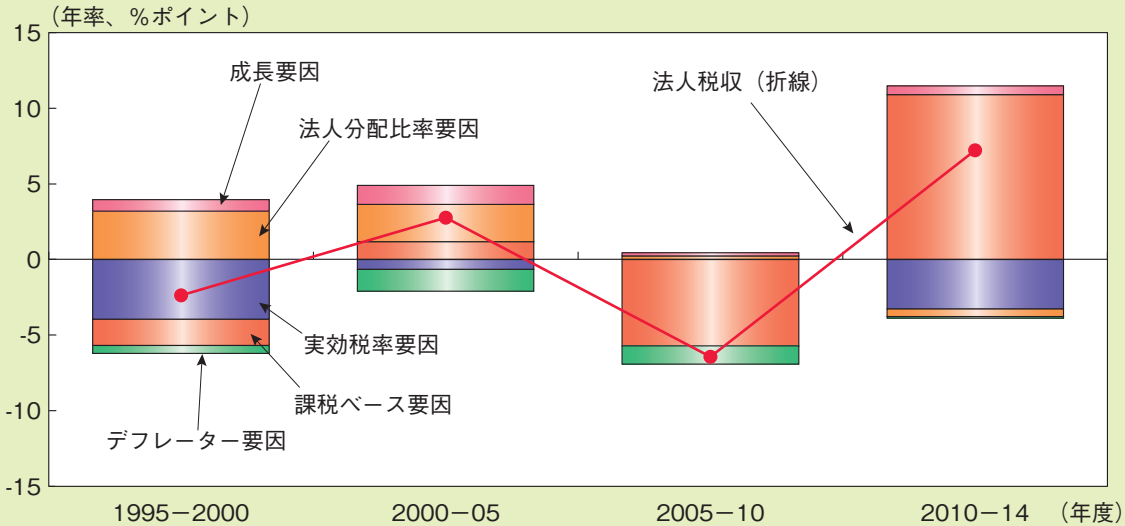
- 注**
- (67) 法人分配比率要因はSNAベースの法人所得を名目GDPで除したものである。そのため、例えば勤労所得から法人所得へシフトした場合には増加する。課税ベース要因は、法人税の課税所得を法人所得で除したものである。
  - (68) 2014年度のGDPデフレーター上昇率は2.4%であるが、2014年4月の消費税率引き上げの影響を除いた場合、2014年度のGDPデフレーターの変化率は1.1%程度と見込まれている（「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成28年1月22日閣議決定））。
  - (69) 法人所得の割合の上昇については、いわゆる「法人成り」の可能性も指摘されている。内閣府（2014）では、90年代後半以降、個人形態をとる方が、法人形態をとる場合に比べ、税負担率が4.7%から6.3%（47～63万円）継続的に高いとの推計を示している。
  - (70) 本項での課税ベース要因については、成長要因等を除いたものであるため、例えば、内閣府（2014）で議論されている課税所得（益金から損金を控除したもの）とは定義が異なる。
  - (71) 内閣府（2014）を参照。
  - (72) 内閣府（2014）では、赤字率（欠損法人の赤字額が利益計上法人の繰越欠損金控除前所得に占める比率）がデフレ期と見做せる90年代半ば以降、それ以前の平均約-20%から-50%に大幅に水準をシフトさせていると指摘している。



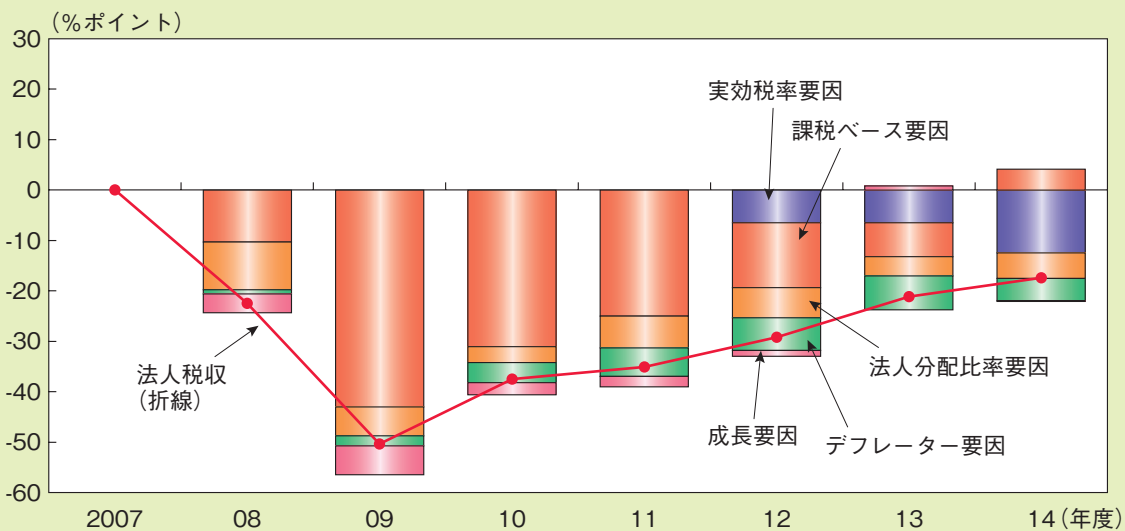
第1-3-3図 法人税収の要因分解

法人税収は、デフレ状況ではなくなる中、増加

(1) 1990年代後半からの推移



(2) 2007年度からの累積寄与度



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」、財務省資料、総務省資料により作成。  
 2. 法人税収 = 実効税率 × (課税所得 / 法人所得) × (法人所得 / 名目GDP) × GDPデフレーター × 実質GDP  
 によって分解し、右辺のそれぞれを、「実効税率要因」、「課税ベース要因」、「法人分配比率要因」、「デフレーター要因」、「成長要因」とした。課税所得は、税収を実効税率で除して求めた値。法人所得は金融及び非金融法人の営業余剰と財産所得の受払差として定義。  
 3. (1) は、1995-2000、2000-05、2005-10については各要因の5年前比の5乗根、2010-14については4年前比の4乗根を算出することで求めた。  
 4. (2) は各要因について、2007年からの伸び率により算出。

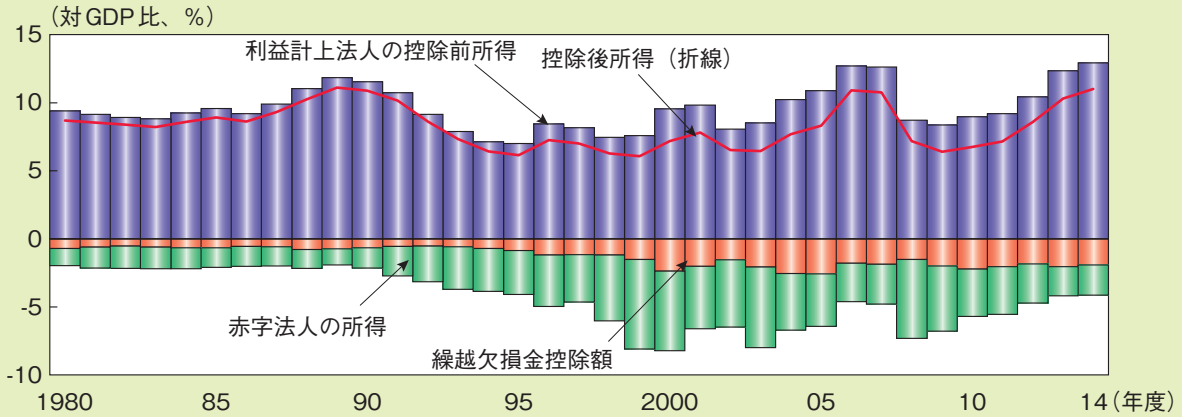
の数は減少しており、赤字法人の割合も低下している（第1-3-4図(2)）。こうした中、繰越欠損金の翌期繰越額についても減少傾向にある（第1-3-4図(3)）。

経済再生と財政健全化を両立させるためには、法人実効税率の引下げと合わせて、課税ベースの拡大によって、より広く税負担を分かち合う構造へと改革することで、企業活動を活発化

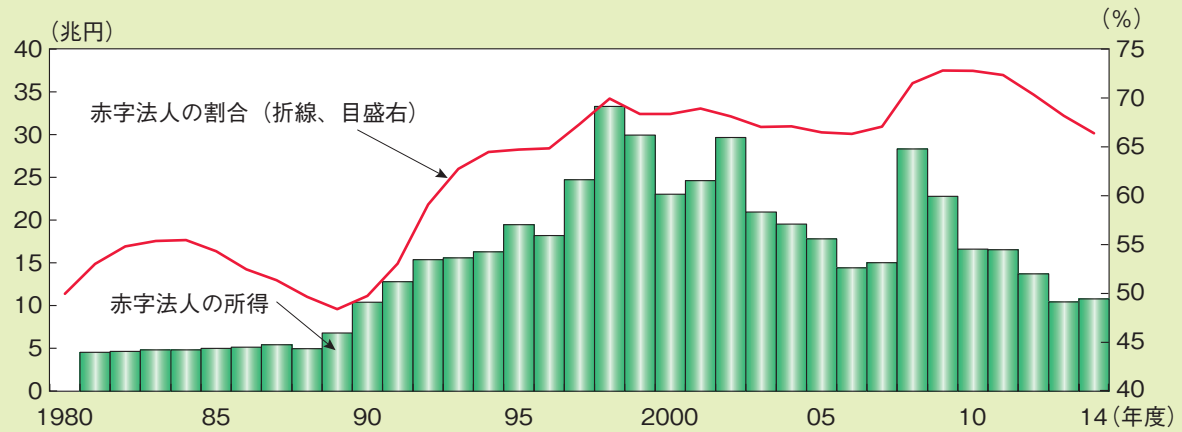
第1-3-4図 法人税の課税ベース

法人税の課税ベースは繰越欠損金の減少などにより拡大傾向

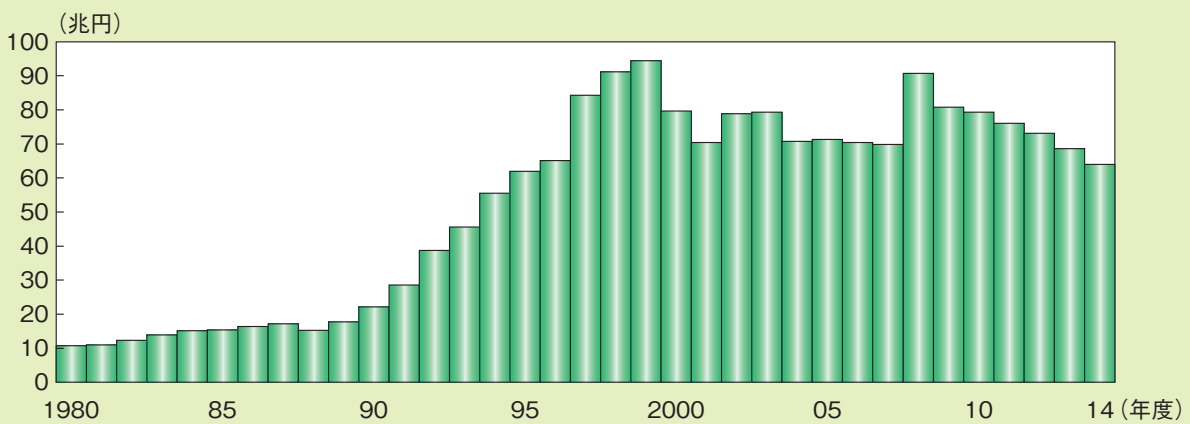
(1) 赤字法人・利益計上法人の所得と利益計上法人の繰越欠損金控除額（対GDP比）



(2) 赤字法人の所得



(3) 繰越欠損金の翌期繰越額



- (備考) 1. 国税庁「会社標本調査」により作成。  
 2. 2005年以前は2-1月決算ベース、2006年以後は4-3月決算ベースの値である。  
 3. (1)における控除後とは、利益計上法人の控除前所得から繰越欠損金控除額を除いたもの。  
 4. (2)における赤字法人の割合は、欠損法人数 ÷ (利益計上法人数 + 欠損法人数) により算出。  
 5. (1)、(2)における赤字法人の所得とは、欠損法人の申告所得額。(2)については符号を逆転させている。